

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

ホームページ <http://shakaitsushin.cool.coocan.jp/> e-mail: [shakaitsushin@nifty.com](mailto:shakaitsushin@nifty.com)

東京都渋谷区本町六丁目二八―二九〇四 電話・FAX(03)3299-5367

郵便振替 〇〇一〇〇―九一五八四三一 労金 中央労金本店 No.1154163

## 〈もくじ〉

### ■巻頭言■

「敵基地攻撃能力」の保有は、

平和国家から戦争国家への転落

森 勉 : 2

「5%」要求は高い？

編集部 : 3

― 23 春闘を考える ―

組織強化に力つくせ

木山 誠二 : 6

― 新社会「参院選の総括・方針」について ―

職場労働者への「安全配慮」は

会社の義務だ

本村 充 : 8

世界と日本の洋上風力発電

原野人 : 11

読者からのおたより

..... 12

# 旬刊 社会通信

NO.1375

二〇二三年 一月 一日号

二〇二三年 一月 一日発行  
(毎月一日・一五日二回発行)

## 「敵基地攻撃能力」の保有は、 平和国家から戦争国家への転落

自民・公明両党は 12月2日、「敵基地攻撃能力」の保有を認めることで合意した。これまでの日本の「専守防衛を基軸にした防衛政策の大転換」と言われる内容であり、「陸海空軍その他の戦力を保持しない」と定めた「憲法9条」など全く無視した傍若無人（＝主権者である国民がいらないかのように、聞く耳を持たず、勝手気ままに振る舞うこと）のなし崩し改憲である。「防衛費の財源問題」と合わせ、問題点を紹介したい。

### 「抑止力」論は軍拡を招き、 「敵の攻撃着手」は見誤れば先制攻撃＝侵略になる

今回の「敵基地攻撃能力」は、昨秋政権の座に就いた岸田首相が、臨時国会の所信表明演説（12月6日）で述べ、今年5月23日、バイデン米大統領との共同会見の席上、「反撃能力」との言葉で、防衛費の相当な増額とともに、日本の防衛力強化を表明したものである。

「敵基地攻撃能力」論の問題点の一つは、「今のミサイル防衛システムでは迎撃が難しいから、敵基地攻撃能力を保有することで、相手に攻撃を思いとどまらせる『抑止力』を高められる」（12月1日「朝日」）と政府・与党が考えている点にある。

「迎撃が難しい」ことはすでに常識である。しかし、「ミサイルを発射させれば逆に日本から反撃されるので、発射するのはやめよう」と、都合よく相手は考えてくれるだろうか。「敵基地攻撃能力の保有」とか「抑止力」と言われる考え方は主観的な期待論であり、現実には相手もこちらの抑止力を上回る軍備拡張をするから、さらなる軍拡競争、核武装まで行きかねない危険な議論となる。武器には武器で対抗するという戦前の軍人の発想であり、すでに破綻している。

もう一つの問題点は「敵の攻撃着手」の認定である。松井芳郎名古屋大名誉教授によれば「いつ相手が攻撃に『着手』したかが重要で、日本が敵基地攻撃をした際、相手からの武力攻撃を客観的事実で証明できなければ、日本が侵略者になってしまう」（12月1日「朝日」ということだ。岸田政権は「反撃能力」という言葉で、すでに先制攻撃が相手からされたことを前提としているが、「敵基地攻撃能力」論に含まれる「敵の攻撃着手」認定の危険な問題を覆い隠そうとしているのである。1937年7月7日に中国北京郊外で起きた「盧溝橋事件」は、日本軍の夜間演習中に暗闇から撃ち込まれた数発の実弾と兵1名の20分間の行方不明が原因だったが、それがその後には日中戦争・太平洋戦争へと拡大してしまった（山川「日本史小辞典」、半藤一利著「昭和史」）。半藤さんは「現在も、盧溝橋事件そのものは真相が分からないまま」と書いている（同書185頁）が、戦争の始まりはどちらが先に手を出したかにかかわらず、国民はどちらもとんでもない災厄に遭わなくてはならなくなる。

そもそも、安倍にしろ、岸田にせよ、朝鮮や中国の首脳と話し合う努力もせず、「なぜミサイルばかり打つのか」と質問さえしない。日本の安全保障は、政治家が武力に

頼ることなく周辺国と政治的友好を高め、国民がすそ野の広い経済・文化交流によって作りあげていくしかない。

さらに、「集団的自衛権に基づく敵基地攻撃」などは、在日米軍基地が狙われる場合がそれに当てはまるのだろうか、日本に米軍基地があることにより「日本が守られている」どころか、日本もミサイルの標的になりかねず、「米軍によって日本の安全が脅かされている」と考えるべきだ。

### 果てしのない「防衛費」増大、苦しむのは労働者階級と勤労国民

軍事力強化のもう一つの問題点は、防衛費の倍増であり、その財源の問題である。

11月22日にまとめられた有識者会議の報告書では、「まずは歳出改革による捻出」「幅広い税目による負担が必要」「国債発行が前提であってはならない」とされたが、自民党内には増税で防衛力強化の財源を確保することには異論があり、国債発行でまかなうべきとの声が強いという（11月23日・11月30日「朝日」）。それほど防衛力の強化が必要なら、税金で賄うことの意味をきちんと説明し、国民的議論をすべきだろう。

支持率低下や落選が怖くてそれができずに、将来の国民にツケを回すだけの国債発行でごまかすやり方は、国債残高が1千兆円を超える現在、もう通用しない。今回の「敵基地攻撃能力」論は「法律案」の形をとっていないので国会での議論になりにくい。「予算案」では議論になるかもしれないが、国民的な議論を避けながら自民・公明両党だけで日本の行き先を決めていくのは、「独裁政治」そのものだ。（12月3日記「国労上野反合研事務局『討議資料』No.231（2022年12月3日発行）抜粋」

## 「5%」要求は高い？

### 1 23 春闘を考える 1

**未来より今** 春闘です。連合のスローガンは『未来づくり春闘』で、デフレマインドを断ちきり、ステージを変えよう。未来、どんな未来を考えるのでしょうか。デフレマインドとは何でしょうか。

マインドは心、心情。デフレマインドは、不況、心の持ち方が不況をつくると読めます。経済は心で動くというのです。なんと珍妙な！こんな馬鹿げた分析からつくられる「ステージ変えよう」も、インテリ・プチブル好みのフワフワした言葉で生活実感、具体性はありません。

職場組合員に、「このスローガン、闘志わきますか」と問うと、即座に「未来より今の生活」。連合の大幹部、いやダラ幹部たち、大昔の古賀さん、一代前の神津さん、そして今の女性会長殿も、「いつの間にか、日本の賃金は世界最低になっちゃった」と恥ずかしげもなくのたまわく。寂しい、悲しい、ここに連合が職場労働者とウンと離れた姿があるのです。

賃金は20世紀後半から現在まで上がっておりません。下がればなしです。柴又の寅さんが健在なら「労働者諸君、なぜ怒らん、ストやって賃金上げろ」と、山田洋次監督に、新たなステージに向かう映画つくれと発破をかけるのではあるまいか。新聞（12月7日付）は、10月前年比「実質賃金2・6%減」と大きく報じていたではあり

ませんか。

**洗脳** 労働者階級は資本の思想攻撃―山下流（本誌No.1373、2022年12月1日号）にはマインドコントロールですっかり貧乏に慣らされてしまったのです。マインドコントロールは宗教だけじゃありません。連合は結成30周年大会方針への基本文書としてつくった「連合ビジョン」（Ⅲめざす社会の実現に向けた運動）の「3社会・経済の新たな活動を創り出す」の「(3)新たな時代に相応しい生産性運動で社会課題も解決する」の項で、資本の「生産性運動」について、こう解説しています。

「生産性とは、なによりも精神の状態であり、現存するものの進歩、あるいは不連続の改善をめざす精神状態である。それは、今日は昨日よりも、よくなしうるといふ確信であり、さらに、明日は今日にまさるといふ確信である。それは現状がいかによくないかと思われ、事実またすぐれていようと、かかる現状に対する改善の意志である。それはまた条件の変化に、経済社会生活を不断に適応させていくことであり、新しい技術と新しい方法を応用しようとする不断の努力であり、人間の進歩に対する信念である。」

ここにあるのは「信じる者は救われる」との昔からの宗教の教えです。統一教会は光り輝くお布施を求めます。財界は不払い労働こそが最大のお布施と労働することを求めます。連合は右の生産性運動の定義がよほど好きなようで、「23春季生活闘争基本構想」の構想のⅠ項の1の4の「人の投資」に、長たらしい注を付けています。

『人間は、昨日より今日、今日より明日は成長し、進歩することができる』という人間性尊重の労働感に基づき、将来の付加価値を生み出すために行っている労働条件の改善やスキルアップなど幅広くとらえる。一部職種の人材確保目的などに限定されるものではない。とりわけ賃金をはじめとする労働条件は、労働者のモラルを満足度を高めるうえで重要である。」

連合結成は1989年です。搾取からの労働者階級の解放を世界観とした総評は資本と労働は対立する、資本とわれわれの間に労資協調主義者がいような「フィフティ・フィフティ」の関係はないと組合員を教育しました。

連合結成から30年すぎました。連合は生産性運動推進にドラ声張り上げ、職場組合員に生産性運動を強制しつづけました。その「報酬」はくり返される首切り、賃金・労働条件の低下です。マインドコントロールされるものは宗教世界であれ、労働世界であれ、身ぐるみはがされる他ありません。

**ストライキはない** この30年余、賃金が上がっていないのは日本だけです。実態については、商業ジャーナリズムがTVや新聞、インターネットで毎日のように、労働者を馬鹿にしたかのように伝えていきますよね。連合は、貧乏の原因をとりさることを考え、運動する組織じゃありませんから、賃上げしてナンボの組織です。クビ（雇用）を守る方がいいながらクビは守れない、賃金・労働条件は低くなるだけ。これって労働組合っていいたくもなりません。深い眠りにしているかの労働者の自然発生的立ち上がり、労働運動再生のきっかけをくれると思うのです。その時、準備するのでは遅すぎます。備えは今から始められなければなりません。

デフレ（ダラダラとした慢性的不況）がつづいています。過剰生産です。賃金は下がりつばなし、働き方なんとかやらで不払い労働は、これまたふえる一方です。政府は大企業に法人税以上に予算から補助金を出しまくります。下々は不況です。

大企業は政府のおもてなしで絶好調。証拠は積もり積もった内部留保金です。ここに、今の資本主義の大きな矛盾があります。

資本は価値を増殖する価値です。お金は他人の労働搾取する面に投下され、資本になります。内部留保金―これは退職貨幣でもある―の膨張は、貨幣が資本に転化していない証明ですからね。資本主義は行き詰まっているのです。

なぜ賃金が上がらないのか。日本の労働組合と欧米の労働組合の違いを比べればはっきりします。違いは、欧米の労働組合は大幅賃上げ、労働条件の改善を要求します。そしてストライキで闘います。

日本はストなし、要求はわずか、賃金闘争は資本と労働のケンカ、戦さです。連合は鋭く、高く、組合員を励ます要求、労働者の団結力という戦力で立ち向かわないのですから、戦になりません。違いはこれです。

たたかえばインフレになる 大労組の春闘討論集会を取材しました。都心の立派なホテルが会場です。背広、ネクタイでパシッと決め、SDGs バッチをつけた中高年で会場はいっぱいです。生徒が授業を聞くかのように、お偉いさんの話をじっと聞いています。賃金の下がるのは非正規労働者が増え、労働時間が短くなったからなんてトンチンカンな講演です。先生は大金融資本の調査マン。労働者側からの見方はまったくありません。

連合の23春闘方針に「それぞれの企業・個人が短期的な自己利益を追求していけばスタグフレーション（不況下の物価高）に陥りかねない」と、とんでもない記述があります。これじゃ、労働者が今の自分の生活を守るために、「団結して闘おう、ストライキで」はインフレをもたらずだからやめておけに他なりません。賃金が上がらない本当の理由はここにあるのです。

**インフレ 原因** 天然資源―油、ガス、石炭、鉄鋼石、非鉄金属等―と農産物―小麦、棉花、とうもろこし等―はすべて資本の投機の対象です。それらの価格は上がり下がりをくり返しています。

欧米で物価が上がっています。10%前後ものインフレです。国際商品への投機、そしてコロナ対策の大々的な金融と財政の緩和が原因です。お金がじゃぶじゃぶになれば貨幣の価値は下がります。インフレです。そこにウクライナを戦場とする戦争勃発です。商品市場には投機のための金がいっせいに流れます。商品価格はさらにはね上がります。インフレの原因です。

日本に影響がおよびはじめています。右に見た国際商品高です。そこに日本と米国の金利差が拍車をかけます。アメリカの政策金利は3・5〜4%、日本はゼロです。

円には利息が付きません、マイナス金利すらあります。ドルには利息が付きます。円は売られます。ドルを買うため売られます。円は安くなります。円安は国際商品価格をさらに高くします。デフレから22年度の今は2〜3%、あるいは4%への物価上

昇です。直近の22年10月の数字は消費者物価は4・4%上がり、実質賃金は2・6%の低下です。こんな情勢下の春闘です。

**要求低すぎる** 22春闘は2・07%の賃上げです。定昇ふくんでの数字です。実際の賃上げ、ベアは0・6%にすぎません。物価は低くはあるけど上がっています。さらに税などの社会的搾取が実際に使えるお金を減らします。こうして、実質賃金は下がるばかりです。連合は23春闘の要求を「定昇(2%) プラス賃上げ(3%程度)」の「5%程度」としました。昨年は「2+2」の「4%程度」です。商業ジャーナリズムはこの数字を「23年ぶりの高水準」ともち上げます。「5%」、高いんですか。物価は3%を超えているんですよ。去年の連合の要求は「2%プラス2%」の4%、結果は2・07%。

獲得率は4・0%分の2・07%、わずか51%にすぎません。物価は去年の2倍以上ですから、要求が高くなるのは当たり前です。物価は2〜3倍上がっているのに、要求は1%増えただけ、これを「28年ぶり……」なんてのは、記者諸君の頭も「狂っています」。(編集部)

## 組織強化に力つくせ

―新社会党全国大会「参院選の総括・方針」について―

**次回も候補擁立が見え見え** 十一月十二日に開催された臨時全国大会で、惨敗した参院選総括と三年後の参院選方針議論が行われたが、新社会党の最大の脆弱点である「抵抗闘争と組織強化」の総括も方針もないままに、「よかった、よかった」で、三年後の参院選自前候補擁立が「決定」された。発言指名されなかったので、中央本部方針と書記長答弁、委員長集約の問題点を指摘し批判する。

批判文中、開き直りといった強い、言葉を使っているが、そういう雰囲気を感じさせる異様な大会雰囲気だった。また、本部提案に反対した代議員の発言も中央本部に「何を言っても変わらない」という諦めに似たものを感じた。

参院選の惨敗で総辞職ものであるが、委員長挨拶は「弱小の新社会党に『命を守る』闘いはこれしかない(共同名簿・第三極)」という主張であったが、党が弱小化した組織対策の「総括」や「方針」も示さないままに、「これしかない」とした方針が見え見えである。

**一万七千票** 今回の参院選の方針で書記長は、「高齢化で三年後は闘えないから今回出すのだ」という切羽詰まった覚悟の主張であったが、結果は、十五万票の獲得目標に対して僅か一万七千票であった。

当初、指摘された通りの惨敗であり、この程度の力量なのである。しかし、敗北宣言はなく、自前候補の選挙で「かつてない闘いをした」、「良かった、良かった」という勝利気分の総括である。目標の一割程しか取れない組織の徹底的な総括がなければ今回の参院選も惨敗は明白である。

「よかった、よかった」で納得して組織強化対策の反省も方針もないままに三年後

も自前候補を擁立するという考えは間違っている。

社民党の政党要件確保二％に貢献したとの主張もあるが、僅か一万七千票の得票では、社民党に冷ややかな目で見られるだけであろう。

党強化に重要な地方を指定して地方議員選挙に積立金を分配することが組織強化に有効な方法である。

**過去と現在** 新社会党は、五名の国会議員を抱えての結党であったことから国政選挙優先の運動であった感は否めない。ユニオン百組織結成の組織強化や地方議員拡大の方針もあったが、少数党員と資金不足から今日に至っている。

これまで、中央本部に対して、大会ごとに意見書を提出してきた。地方組織を強化するために中央本部が陣頭指揮を執って政府・独占資本の攻撃に抵抗闘争を組織することであり、この抵抗闘争を通じて全国の地方組織の相互交流を行う提案であったが、「地方でやってくれ」という一言であり、一向に取り上げられることはないままである。

**書記長答弁** 書記長答弁は、①社民党を敵と考えている意見があるがまったくの誤りである、②地方議員選挙に本部の参院選積立金を出せないと主張した。代議員の発言は、「共同名簿・第三極」を批判したが「敵」という言葉は使っておらず、社会主義革命の思想を堅持して判断しなければならぬという意味の主張であった。

本部批判発言を社民党は「敵」と勝手に決めつけて「共同名簿・第三極」を正当化する書記長の答弁姿勢は開き直りである。

社会主義をめざす闘いは、自らの思想を高め「社民主義」や「新自由主義」などのあらゆる理論の研究、批判は当然のことである。書記長答弁の「敵」発言は撤回すべきである。また、どの党も国政選挙に勝つための大きな条件の一つは地方議員拡大の闘いである。新社会党は現状で国会進出、当選などまったく不可能な組織状況であることから、本部積立金は地方議員選挙に回して組織強化をはかるべきである。

**委員長集約** 委員長集約は①弱小の新社会党に「命を守る」闘いはこれしかない（共同名簿・第三極）、そして②ジエンダー批判は許されないという主張であった。委員長の「これしかない」ということは、書記長答弁と同様に開き直りである。

「これしかない」ということはなく、組織状況や情勢を的確に把握すれば他にも考え方はある。また、代議員の発言は、ジエンダー批判ではなく、「女・シングル・〜」では新社会党の「メインスローガン」としては誤りであると主張したのである。

選挙オログで、戦争体験の高齢者から「女・シングル・〜」では「党として軽い」と言われた、まったくその通りと感じた。今日の政治課題は「憲法9条改悪阻止」であり、「格差拡大・貧困」である。

「命を優先する」社会主義政党である新社会党への期待は大きい。新社会党は「政策提言」に振り回されて苦闘している。

新社会党は弱小ではあるが全国的組織の利点を生かし、組織強化の視点を明確にした、地道な改良の闘いの継続と地方組織の相互交流を行うことで、組織の活性化、組織の強化は可能である。

(木山 誠二)

## 職場労働者への「安全配慮」は会社の義務だ

**職場からの排除を狙った攻撃** ユニオンネットお互いさまに所属するAさんは、2021年10月8日に突然、会社(B社)に呼び出され、「自宅待機」という「業務命令」を発令された。更に自宅待機期間中に会社からの呼び出しに応じなかったことを理由として22年3月31日付で雇止め(解雇)となった。

何回かの団体交渉の中で明らかになったことは、この攻撃が、Aさんを職場から排除しようとして会社側が企図したものであるということである。団体交渉でその点を追及すると、会社側は代理人弁護士を中心に「周囲に聞き取りをしたところ(セクシャルハラスメントの)事実が確認」されたと抽象的に繰り返すだけで具体的事実確認については、あいまいな回答を繰り返すことに終始している。そもそも、自宅待機命令の根拠とするセクシャルハラスメント(以下セクハラ)自体が客観的に見ても信ぴょう性がなく、職場内における陰口、告口を意図的に利用した、でっち上げの可能性があり、逆にAさんが、モラルハラスメント(以下モラルハラ)の被害者である可能性が極めて高いものである。ユニオンでは、団体交渉と並行して会社、関連施設への抗議行動を継続しているところである。

**何が問題なのか** もちろん事実関係も大事なのであるが、問題は、会社の対応である。あらゆるハラスメント対策に対する対応は、個人個人の問題ではなく、会社の責任である。会社は、会社の責任で、職場にそのような問題が起こらないように、また起きた場合は、その防止に向けた速やかな対応をしなければならない義務があるのである。それを「安全配慮義務」という。

**安全配慮義務** 安全配慮義務とは「労働者が安全かつ健康に労務に従事できる環境を整えるよう配慮する」というもので、会社などの雇用者(使用者)に課せられている義務である。安全配慮義務は、もともと実定法(慣習や立法のような人間の行為によってつくりだされ、一定の時代と社会において実効性をもっている法)ではなく、判例の積み重ねによって実効性をもち、2008年施行の労働契約法で明文化された。判例法理におけるこの定義は「労働者が労務提供のため設置する場所、設備もしくは器具等を使用し又は使用者の指示のもとに労務を提供する過程において、労働者の生命及び身体等を危険から保護するよう配慮すべき義務」とされている。

**「安全配慮」は、すべての労働者に対しての使用者の義務** 労働契約法ではこう述べられている。「(第5条)使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう必要な配慮をするものとする」。要するに、安全配慮義務は労働契約に伴い使用者が労働者に対して、「その生命、身体等の安全を確保しつつ労働する」ことができる何らかの措置や対応を取る義務を負っているということである。この場合の使用者とは、事業主である経営者だけでなく、法人である会社そのものも該当する。

事業の経営担当である部長や課長も実体によって該当する。対象労働者とは、使用者が企業である場合、その従業員だけでなく、直接の労働契約をしていない元請から



の下請労働者や派遣先からの派遣労働者も、安全配慮義務の対象になる。海外で業務を行う労働者も安全配慮義務の対象である。つまり、使用者が労働契約関係のない労働者に対しても義務を負っているということになる。

**安全配慮義務違反となる視点** 第1に、「しかるべき義務」を果たしていたか否かである。「しかるべき義務」というのは、「企業や組織が労働安全衛生法などの各種法令・細則・指針などで定めた義務」を指している。これを果たしているかどうか。

第2に、危険な事態や被害の可能性を事前に予見できたかどうかである。これを「予見可能性」という。これは、「企業や組織が従業員の心身の健康を害すると予測できた可能性」のことを指す。つまり、従業員が心身の健康を害するかもしれない事態が予測できた場合に、回避や防止のための対策が行われたか否かである。

労災防止のうえでは、仕事上の事故を防ぐ取り組みが主なものとなるが、安全配慮義務にはメンタルヘルスも含まれている。

第3に、予見できた損害を回避できたかどうかである。これを「結果回避性」という。これは、第2の項目とセットであるが、具体的かつ有効な対策が取られていたか否かである。

**明らかに安全配慮義務違反** 先のユニオンネットお互いさまの事案であるが、パワーハラ、セクハラ、モラハラ等のハラスメントの問題を会社は認識していたとするならば、会社側は、すべての労働者に対して配慮して、いじめ、いやがらせ、ハラスメントを起させないための啓発や労働者が相談できやすい窓口を設置するなどの対策を取り、労働者が働きやすい職場環境を整備し維持する義務があるのである。

これを放置し、具体的かつ有効な対策も取らずに放置していたのであるから明らかに安全配慮義務違反である。ちなみに、大企業は2020年6月1日から、中小企業は2022年6月1日からハラスメント相談窓口設置が義務化されている。

**「自宅待機」命令の根拠は？** 次に「自宅待機」命令である。ここで、混同しやすい「出勤停止」との違いであるが、一般的には、「自宅待機は業務命令、出勤停止処分は懲戒処分。そのため自宅待機命令自体には、たとえ従業員の問題行動を調査するなどの目的があったとしても、従業員に対する制裁の意味合いは含まれていない。これに対して出勤停止処分は、懲戒処分の一種として、会社から従業員に対して課される制裁という位置づけ」と言われている。個人的には、言葉上の違いはそれほど意味はないと思うが、問題は、それが、制裁としての「懲戒処分」ということである。

懲戒処分として出勤停止が行われる場合には、あくまでもそれが「懲戒」処分としての法的規制が適用される。就業規則において、懲戒事由が定められるとともに、「出勤停止」が懲戒の種類としてあらかじめ定められていることが必要である。

これとは別に、業務命令として出勤停止(自宅待機)が行われることがある。これは、懲戒処分の前段で、調査、審議が決定するまでの間、就業を禁止するということである。この場合、適切な賃金や休業手当の支払いがあれば、認められるとしている。

しかし、これについても、必要性や合理的理由がない場合や不当に長期間にわたる場合には違法とされる。先のAさんの場合は、業務命令としての「自宅待機」として

るが、当事者双方に事実確認もせず、いきなりAさんだけに「自宅待機」命令である。これは、公平性を欠くばかりではなく、事実確認に向けた手続き的にも疑問が残るところである。

「懲戒処分」の問題点 そもそも「懲戒処分」は、使用者による労働者への一方的な処分である。労働法の視点から見て問題はないのであろうか。使用者側の根拠は、「経営秩序維持」という理由がその主たるものである。しかし「経営秩序」とは、経営自体そのものだけではなく、当然、賃金、安全衛生等、労働者の労働条件に関わるものをも包括して考えうるべきものである。したがって、労働条件については、労働基準法第2条で、「労働条件は、労働者と使用者が対等の立場において決定すべきものである」と明記されている通り、労働者と使用者の立場の「対等」性が前提となる。

懲戒処分は、「身分の上下関係」、「支配服従関係」の存在を前提とする。対等の立場においては、一方が他方に対して「制裁」としての懲戒処分を行うことは本来的にはありえないはずである。使用者側の「経営秩序維持」という理由での、使用者が労働者に対し固有の懲戒権を持つという論が成り立つのかどうか。懲戒処分は、労働者と使用者との「従属的労働関係」の中で強行されるものであるということを経験とすれば、労働法の観点からも当然容認されるものではない。

一方的な「懲戒規定」は、不当労働行為の可能性 先に述べた通り、懲戒規定を含む「経営秩序」が、労働者の労働条件と密接な関連性があるとすれば、当然「懲戒」規定も使用者と労働者の「対等性」の中で確認すべきものである。したがって、団体交渉事項であるともいえる。

憲法28条は「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。」とし、その実効性を確保するための労働組合法7条2号では「使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。2 使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由がなくて拒むこと。」と明記されている。

労働者保護規定が明記されている以上、使用者が労働者との団体交渉を経ることなく、一方的に懲戒規定を決定することは、はたしてどうなのか。労働組合の申し入れに対して「団体交渉事項」ではないことを理由として団体交渉を拒否することは、「団体交渉拒否」として、使用者の労組法7条違反であり、不当労働行為に当たる可能性があると考ええる。

無制限の「懲戒」は許されない 「懲戒」に関して、労働基準法は、減給制裁に関する制限を設けている。労働基準法第91条「就業規則で、労働者に対して減給の制裁を定める場合においては、その減給は、一回の額が平均賃金の一日分の半額を超え、総額が一賃金支払期における賃金の総額の十分の一を超えてはならない」。明文化されているのは、この条項のみである。しかし、制限規定が明記されていないことを根拠に他のいかなる懲戒も許されるというものではない。あくまでも労働法の「労働者保護」法という目的にそった趣旨が優先されるべきであり、それと相いれない内容は、その効力を生じないとみるべきである。

(労働者研事務局長 本村充)

## 世界と日本の洋上風力発電

世界に後れを取る日本独占資本の醜態 世界で最も好条件に恵まれながら、日本の洋上風力発電の開発はすっかり遅れをとっている。海外における洋上風力発電は2008年に1・5GW\*であったが、2020年には35GWと約23倍に成長している。

日本の現在の洋上風力発電58・6MW\*と比べると600倍近い数値で、いかに海外で洋上風力発電の建設が進められているか、日本がいかに後れを取っているかがわかる。(\*1MW(メガワット)は1000KW、\*1GW(ギガワット)は1000MW)

世界の洋上風力発電では、イギリスが最大の設備をもつ。イギリスは陸上風力発電ではヨーロッパの中で比較的出遅れていたが、島国の海洋国家であることから、近年は急ピッチに導入量を増やしている。

2010年時点ですでにイギリスの洋上風力発電の設備は1000MW(100万KW)を超えている。これは原発1基分に相当する。日本の洋上風力発電の設備は、2010年時点でわずか1MWである。

REN21の年次報告書によると 洋上風力発電の世界全体の導入量は、2010年に2・9GWであったが、2020年は35GWに達した。10年間で約32GW、10倍以上の増加となる。2020年末の時点では世界の18ヶ国で導入されている(欧州12、アジア5、北米1)。

国別に見ると、英国(10・4GW)に続いて中国(10GW)、ドイツ(7・7GW)、オランダ(2・6GW)、ベルギー(2・3GW)、デンマーク(1・7GW)となっている。欧州が全体の約70%を占めている。長い海岸線をもつ英国では消費電力の3分の1を賄う計画を立てて、導入を進めている。日本では全量を洋上風力でまかなうことも容易に可能なのだが。

英国と比べて日本では イギリスと同様に島国で国土を海に囲まれた日本には、高いポテンシャルがあるのに、イギリスの独占資本とその政権に比べて、労働者国民を犠牲にして目先の利潤を追うことしか考えない日本の独占資本と政権は、洋上風力発電の開発にさっぱり力を入れない。それよりも原発の新増設や稼働延長の方がはるかに魅力的である。原発では発電装置(不変資本)を巨大化でき、資本の有機的組成を高度化して、雇用(可変資本)を小さくすることができる。時として大事故を起こしても、国家が収集(追加搾取)した労働者国民からの税金によって、容易に損害を補填・賠償することができる。送配電網を独占する電力資本にとって、洋上風力のための送電網の拡張も魅力的ではない。

太陽光と陸上風力と洋上風力 太陽光発電の場合は日照などの条件によって、建設対象地域は限られていて、そのうえ建設・設備コストは高い。それに比べて風力発電は建設コストが安い。特に洋上における風況は陸上に比べて安定しており、一定の風速を常に得られるため、世界諸国で建設が進む。しかも設備の大型化によって、20世紀末の風車の直径は15〜20mであったが、21世紀に入ってから一気に100mを超す大型の風車が登場し、現在では直径が150〜200m規模の超大型の風車が開発され、出力規模も大きくなっている。

(原 野人)

## ◇読者からのおたより◇

### 原発再稼働阻止、原発全廃のためにご奮闘の皆様

関電は、定期検査(定検)中であった大飯原発3号機を、12月16日に再稼働させようとしています。大飯3号機は、特重施設の設置が期限(2022年8月24日)迄に完成しなかった原発です。関電は、期限の前日(22年8月23日)から定検として、この原発を停止していました。今回の再稼働は、特重施設の完成と定検の終了のためと考えられます。大飯3号機は、他の関電の原発と同様にトラブルを頻発させています。

▼最近では、昨年8月4日、タービンを回した蒸気を冷やすために海水を復水器に送る配管からの水漏れが見つかりました。2系統ある配管の1系統の空気抜き弁枝管の付け根付近に直径4cm程の穴が開いており、20トンもの海水が漏れていました。

▼2020年7月20日には、定検のため出力降下中のところ、炉心の出力が不均一になったことを示す警報が発信。2013年9月2日にも同様の「運転上の制限の逸脱」が発生しています。

▼2020年9月7日(定検中)、原子炉と蒸気発生器をつなぐ配管から加圧機方向に枝分かれした配管(加圧器スプレイ配管；直径約11mm、肉厚約14mm)の溶接部付近に深さ4・6mm、長さ6・7cmの亀裂があることが発覚しました。関電は、そのまま運転しようとしたことが、規制委に咎められ配管を取り替えたため、定検は長期化しました。

このようなトラブルのうち、約撰氏320度、約160気圧の高温、高圧水が流れる1次冷却系配管の損傷は、とくに深刻です。完全破断すれば、維持冷却水が噴出し、原子炉が空焚きになり、メルトダウンに至りかねないからです。トラブル頻発の大飯3号機の再稼働を許してはなりません。「老朽原発うごかすな！実行委員会」は、次の行動を呼びかけます。

日時・場所：12月16日12時45分、おおい町大島半島「おおい町はまかぜ交流センター」まいる」横の広場集合。行動予定：大飯原発に向けデモ出発、ゲート前で抗議行動、塩浜海水浴場駐車場までデモ行進して解散(15時頃を予定)。▽橋田(090-5676-7068)▽木戸(090-9213-7395)▽老朽原発うごかすな！実行委員会・木原壯林(090-1965-7102)(22年12月14日抜粋)

第16回 脱原発市民ウォーク in しが 近江八幡 2021  
2023年 1月7日(土) 14時

JR 近江八幡駅北口(びわこ側)集合 市役所前広場までデモ、解散

(呼びかけ人) ▼にしむらしずえ E-mail: shiz-hito10@gmail.com  
▼沢井 清 E-mail: 161sawais4@gmail.com

**念願の本** 小生、7月に札幌に転居して以来、家内の入院中に、血液ガンのため、急死と重なり、トラウマ(?)状態で、札幌で息子が急遽家族葬の手配をしてくれて、四十九日も無事終わったというのに88歳の年齢は、腰も曲がり、杖なしでは歩けないので参りましたね。

原野人さんの『牙を抜かれたマルクス主義』は、札幌の本屋さんでようやく見つけ、注文して半月以上かかってようやく購入しました。税込み2400円(店頭)ですが、デパート内の書店なので、私の住んでいる高齢者施設へ配達して貰いましたが、何と、業者配達料と、代引き手数料がかすんできたので、目薬を手離すことが出来ません。でも、頑張つて読んでいます。「資本主義的蓄積の一般的法則」を労働者階級が理解し、全国に広まって欲しいですね。

私は不勉強の方ですが、階級闘争の基本と理解している苦手な「唯物史観」が目次に見当たらないので、ちよつと残念に思いました。でも、命ある限り勉強したいと考えています。

入院中は、ゆつくり本でも読んで勉強などと恰好良いこと思っていました。抗生剤の点滴などで身動きも自由もきかず、退院後に、折角、手に入れた本ですから、ページは少し進んでいます。

斎藤幸平の批判を加え、本当に大事な内容の本ですので、途中で、「あとがき」を読んで、さらに納得しながら読んでいます。  
(札幌市 斎藤二郎)